

5 農薬安全使用対策

(1) 農薬危被害防止対策

ア 農薬の安全かつ適正な使用の推進において、農薬使用の助言者として「農薬適正使用アドバイザー・農薬指導マスター」を県で認定するにあたり、効果的な農薬の使用方法、主要農作物における病虫害防除等の指導を行った。

農薬適正使用アドバイザー・農薬指導マスター認定者数（人）

項目\年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
農薬適正使用アドバイザー	246	267	222	231	244
農薬指導マスター	207	200	186	152	139

イ 食品衛生法に関する農薬の残留調査結果に基づき、農薬の安全かつ適正な使用を指導した。

(2) 農薬販売者の届出店舗数及び立入検査結果

ア 届出件数

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき、農薬を販売する者から提出された農薬販売届（新規・増設・変更・廃止）を受理した。

令和6年度の届出店舗数は377件であった。

令和6年度届出店舗数（令和6年4月～令和7年3月）

業種\項目	新規届	増設届	変更届	廃止届	販売者数	販売店舗数
農業協同組合	0	1	16	31	19	133
農薬卸	4	1	3	2	45	46
薬局・医薬品販売業	1	36	42	31	115	1,238
種苗商	1	0	3	6	82	84
肥料商	2	0	3	2	79	78
ホームセンター	21	1	22	24	20	172
インターネット	10	0	1	0	43	43
その他	16	11	54	29	253	530
計	55	50	144	125	656(※638)	2,324

※複数の業種を有する販売者がいるので、販売者の実数は638である。

イ 農薬販売者に対する立入検査結果

農薬の適正な販売を確保するため、農薬取締法第29条の規定に基づき、農薬販売者に対する立入検査（201件）を行った。

検査の結果、全体の16.9%に当たる延べ34店舗において指摘事項が認められ、是正指導を行った。

